

弁 明 通 知 公 示 送 達 書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第7項の規定により、通知します。

なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、新潟県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

令和8年 7月27日

新潟県公安委員会



記

1 弁明書の提出先

新潟県公安委員会

〒 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

直通電話（025）281-3394

代表電話（025）285-0110

2 弁明書の提出期限

令和8年 8月10日 まで

3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

別添のとおり。

（注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。）

別添

3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

[illegible]

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。